

第2条 宇治市庁議等に関する規程（昭和56年宇治市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第10条第2項中「、危機管理監」を「、危機管理監、技監」に改める。

（宇治市事務決裁規程の一部改正）

第3条 宇治市事務決裁規程（昭和58年宇治市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第21号を第22号とし、第10号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 技監 事務分掌規則第4条第3項に規定する技監をいう。

第4条第1項本文及び第3項中「、理事」を「、理事、技監」に改め、同条第4項第20号中「、健康長寿部健康生きがい課」を「、健康長寿部長寿生きがい課」に改める。

第6条第1項中「及び理事」を「、理事及び技監」に改める。

第12条第1項の表中「、理事」を「、理事、技監」に改める。

別表第1庶務に関する事項の部第8号ウ及びエ、第9号ア並びに第10号ア中「、理事」を「、理事、技監」に改め、同表の人事に関する事項の部第1号ア、第2号イ、第3号ア、第5号イ及びウ並びに第8号ア中「、理事」を「、理事、技監」に改める。

別表第2危機管理室に関する事項の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同表総務部総務課に関する事項の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、同表総務部IT推進課に関する事項の項を次のように改める。

総務部IT推進課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長	副課長
(1) ICTを活用した取組の計画的な推進に関すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの				○	
(2) 自治体システム等の標準化に関すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの				○	
(3) マイナンバー制度に係る調整に関すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの				○	
(4) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に基づく署名用電子証明書及び利				○	

用者証明用電子証明書に関すること。					
(5) 個人番号カードに関すること。			○		
(6) 情報システムのセキュリティ対策に関すること。			○		
(7) 電算処理に係るデータの保護及び管理に関すること。			○		
(8) 情報システムの開発、調整及び管理運用に関すること。				○	
(9) 情報システムに係る外部要員の管理に関すること。		○			
(10) 電算室及び電算機等の管理運用に関すること。				○	
(11) ICTを活用した取組の管理運営に関すること。				○	
(12) 前各号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。				○	

別表第2産業地域振興部市民課に関する事項の項中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号及び第17号を2号ずつ繰り上げ、同表産業地域振興部産業振興課に関する事項の項中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号から第23号までを2号ずつ繰り上げ、同表人権環境部環境企画課に関する事項の項第8号中

「☐ ☐」を「☐ ☐」に改め、同項第10号を次のように

☐ ☐	☐ ☐
---	---

改める。

(10) あき地管理の適正化に関すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 軽易なもの				○	

別表第2人権環境部環境企画課に関する事項の項中第11号から第13号までを削り、同項第14号中「雑草等」を「あき地の雑草等」に改め、同号を同項第11号とし、同項第15号中「の駆除の計画を決定し、及び実施する」を「に関する」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第16号を第13号とし、同項第17号中「狂犬病予防の計画を決定し、及び実施する」を「狂犬病予防集合注射に関する」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第18号から第22号までを3号ずつ繰り上げ、同表福祉こども部生活支援課に関する事項の項中第24号を第25号とし、第11号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 生活保護法第55条の8第1項の被保護者健康管理支援事業の実施に関するこ				○	
--	--	--	--	---	--

と。

別表第2福祉こども部こども福祉課に関する事項の項中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第25号までを1号ずつ繰り上げ、同表健康長寿部健康生きがい課に関する事項の項を次のように改める。

健康長寿部長寿生きがい課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長	副課長
(1) 地域福祉センター等の管理及び運営に関すること。				○	
(2) 老人クラブの育成に関すること。				○	
(3) 老人園芸ひろばに関すること。					○
(4) 老人運動ひろばに関すること。					○
(5) シルバー人材センターに関すること。				○	
(6) 高齢者の生きがい対策事業に関すること。				○	
(7) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第12条の規定による措置の解除に係る説明等に関すること。				○	
(8) 老人福祉法第27条の遺留金品を処分すること。			○		
(9) 老人福祉法第28条の費用の決定、徴収及び減免をすること。				○	
(10) 老人福祉法第36条の規定による調査の嘱託又は報告の請求に関すること。				○	
(11) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に定める施設の整備に関すること。			○		
(12) 高齢者保健福祉計画に関すること。				○	
(13) 高齢者在宅福祉サービス（介護保険を除く。）に関すること。				○	
(14) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に係る連絡調整に関すること。			○		
(15) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に係る啓発及び				○	

企画に関すること。

(16) 介護予防事業に関すること（介護予防ケアマネジメント事業に係る支出負担行為を含む。）。				○	
(17) 地域包括ケアの推進に関すること。				○	
(18) 高齢者の権利擁護制度に関すること。				○	
(19) 地域包括支援センターの運営に関すること。				○	
(20) 老人ホームへの入所申請者に対する健康診断書料の扶助を決定すること。					○
(21) 所管に属する扶助費に係る支出負担行為をすること。				○	
(22) 前各号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。				○	○

健康長寿部健康づくり推進課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長	副課長
(1) 成人及び高齢者の保健事業の施行計画を決定すること。		○			
(2) 成人及び高齢者の保健事業を実施すること。				○	
(3) 結核検診事業の施行計画を決定すること。		○			
(4) 結核検診事業を実施すること。				○	
(5) 高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種及び子宮頸がんに係る予防接種の施行計画を決定すること。		○			
(6) 高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種及び子宮頸がんに係る予防接種を実施すること。				○	
(7) 前立腺がん検診事業の施行計画に関すること。		○			
(8) 前立腺がん検診事業を実施すること。				○	
(9) 医療機関、医師会					

等との連絡調整に関する こと。						
ア 特に重要なもの		○				
イ 重要なもの			○			
ウ 軽易なもの				○		
(10) 感染症に係る消毒 に関すること。				○		
(11) 献血事業を実施す ること。				○		
(12) 健やかセンターの 管理及び運営に関す ること。				○		
(13) 休日急病診療所の 管理及び運営に関す ること。				○		
(14) 歯科サービスセン ターに関すること。				○		
(15) 食育の推進に関す ること。						
ア 特に重要なもの		○				
イ 重要なもの			○			
ウ 軽易なもの				○		
(16) 健康づくりの推進 に関すること。						
ア 特に重要なもの		○				
イ 重要なもの			○			
ウ 軽易なもの				○		
(17) 人間ドック等利用 申請者に対する利用 券の交付の決定（支 出負担行為を含む。 ）をすること。				○		
(18) 所管に属する扶助 費に係る支出負担行 為をすること。				○		
(19) 前各号に定めるも ののほか所管に属す る軽易な事務の処理 に関すること。				○	○	

別表第2健康長寿部年金医療課に関する事項の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同表健康長寿部国民健康保険課に関する事項の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同表都市整備部歴史まちづくり推進課に関する事項の項第3号中「（仮称）」を削る。

（宇治市業者選定委員会設置規程の一部改正）

第4条 宇治市業者選定委員会設置規程（平成6年宇治市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中第16号を第17号とし、第14号及び第15号を1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(4) 技監

第4条第2項中「第13号まで及び第16号」を「第14号まで及び第17号」に改める。

第5条第2項中「第13号」を「第14号」に改める。

第6条第2項中「第14号から第16号」を「第15号から第17号」に改める。

（特定の職にある者の掌理する事務を定める規程の一部改正）

第5条 特定の職にある者の掌理する事務を定める規程（平成17年宇治市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、理事」を「、理事、技監」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

職	掌理事務
危機管理監	危機管理に関すること。
理事	建設部、都市整備部及び建設総括室に属する事務の調整に関すること。
技監	建設部及び都市整備部に属する事務の技術的な総轄に関すること。
危機管理室主幹	(1) 危機管理に関すること。
危機管理室主幹	(2) 防災計画に関すること。
市長公室	秘書広報課主幹 公用車の運行及び管理に関すること。
総務部	IT推進課主幹 ICTを活用した取組の計画的な推進に関すること。
産業地域振興部	産業戦略参事 産業戦略に関すること。
	自治振興課主幹 (1) 市民相談に関すること。 (2) 消費生活等に関すること。
人権環境部	参事 環境企画課に属する事務に関すること。
	人権啓発課主幹 コミュニティワークうじ館の管理及び運営に関すること。
	人権啓発課主幹 コミュニティワークこはた館の管理及び運営に関すること。
	男女共同参画課主幹 男女共同参画の推進及び男女共同参画支援センターに関すること。
福祉こども部	生活支援課主幹 生活保護に関すること。
	こども福祉課主幹 地域子育て支援拠点事業（げんきひろば）及びファミリーサポートセンター事業の施設及び個人情報の管理に関すること。
	こども福祉課主幹 こども家庭相談に関すること。
健康長寿部	長寿生きがい課主幹 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業に関すること。
	健康づくり推進課主幹 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業に関すること。
	健康づくり推進課主幹
	介護保険課主幹 要介護認定及び要支援認定に関すること。
建設総括室主幹	(1) 国、京都府等の大型事業の連絡調整等に関すること。
建設総括室主幹	(2) 建設部及び都市整備部に属する主要事務事業の進行管理及び検査に関すること。 (3) 職員の技術的指導及び関係業者の指導に関すること。
建設部	建設総務課主幹 道路等の境界明示に関すること。
	道路建設課主幹 道路に関する計画及び総合調整に関すること。

	施設建築課主幹	建築工事等に関すること。
	住宅課担当課長	空き家対策の推進に関すること。
	住宅課担当課長	
	住宅課担当課長	
	住宅課担当課長	
	住宅課担当課長	
	住宅課担当課長	
	住宅課担当課長	
	住宅課担当課長	
	住宅課担当課長	
	住宅課担当課長	
	住宅課主幹	空き家対策に関すること。
都市整備部	建築指導課主幹	建築審査に関すること。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(揭示済)



宇治市公告第12号

横島関連面整備（三十五その3）管渠建設工事に係る条件付一般競争入札について

横島関連面整備（三十五その3）管渠建設工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

令和3年4月23日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 横島関連面整備（三十五その3）管渠建設工事
 (2) 工事場所 宇治市横島町千足地内ほか
 (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

工事延長	L=784.3m
推進工	HPφ250 L=19.5m
	SPφ300 L=5.6m
	SPφ350 L=8.9m
取付管推進工	N=13箇所
開削工	VUφ200 L=750.3m
人孔工	N=24箇所
取付管工	N=81箇所
汚水樹設置工	N=68箇所
舗装工（t=3cm、5cm及び20cm）	A=2,926㎡
立坑工	一式
薬液注入工	一式

- (4) 工 種 土木一式工事

- (5) 工事期間 契約日から令和4年3月18日まで 282日間

- (6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制

限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
 (3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
 (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
 (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。
 (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における土木一式の総合評定値（P）が870点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
 (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
 ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
 (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
 ② 配置予定現場代理人調書
 （配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

- (3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

- (1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和3年4月23日 午前9時から
令和3年4月30日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。
- ・なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501
京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和3年4月23日 午前9時から
令和3年4月30日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和3年5月18日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和3年4月23日 午前9時から
令和3年6月2日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課
FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和3年4月23日 午前9時から
令和3年5月19日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和3年5月25午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和3年6月1日 午前9時から午後6時まで
令和3年6月2日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和3年6月3日 午前9時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

予定価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数（ α 値）を用いて算出する。

なお、最低制限価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数（ α 値）については公表しない。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第13号

塔ノ川下居線道路維持修繕工事に係る条件付一般競争入札について

塔ノ川下居線道路維持修繕工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和3年4月23日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 塔ノ川下居線道路維持修繕工事

(2) 工事場所 宇治市宇治善法

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

工事延長 L = 100m

隔壁工 隔壁造成（2箇所）

削孔工 N = 6本

注入工 N = 6本

注入材料 V = 47.3 m³

空洞充填工 充填工（3区間）

削孔工 N = 8本

注入工 N = 14本

注入材料 V = 208.4 m³

崩積土充填工 薬液注入工 N = 13本

注入材料 V = 188.1 m³

舗装工 表層工（再生密粒度As） t = 5cm A = 380 m²

薄層舗装工 A = 56 m²

区画線工 N = 1式

(4) 工 種 土木一式工事

(5) 工事期間 契約日から令和3年12月24日まで 198日間

(6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における土木一式の総合評定値（P）が800点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。